

融資名	資金使途	融資限度額	融資期間	据置期間	年利率	利子補給	信用保証料
S D G s 活動企業 支援融資	運転資金 設備資金	2500万円	8年以内	12カ月 以内	2.0% 以内	1.5%以内 （ 本人負担 0.5% ）	全額 補助

融資対象者

融資対象者は、次の(A)または(B)のいずれかを満たすとともに、(1)～(5)に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (A) S D G s 達成の活動目標を宣言（要件①）し、区が指定する基準をクリア（要件②）することを認定支援機関が確認（要件③）した中小企業（以下「S D G s 活動企業」とする。）

【S D G s 活動企業の要件】

- ① 2030 年までの世界共通の目標として 2015 年の国連サミットで採択された “Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標”（略称「S D G s」）に規定された 17 のゴールの内、3 つ以上のゴールの達成に向け、その企業者の経営活動のなかで取組むことを宣言すること。
- ② S D G s の 169 ターゲットを中小企業者の事業活動に適用し、「社会」、「環境」、「ガバナンス」「地域」の 4 分野で整理した 27 項目の基準のうち、4 つの必須項目を含めた 16 項目以上に該当していること。
- ③ 中小企業者が前項の基準に該当することについては、当該企業者を支援する認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法による）が確認するものとする。

- (B) 江戸川区環境部の実施する「江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業補助金」の申請をし、交付の決定を受けた中小企業

- (1) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3 年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (2) 江戸川区内で引き続き 1 年以上同一事業を経営していること。ただし、1 年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (3) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人都民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第 15 条若しくは同法第 15 条の 4 の規定による徴収猶予又は同法第 20 条の 5 の 2 の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること（当該資格を取得又は当該許認可等を受けることが確実と見込まれる場合を含む。）。
- (5) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

資金使途

- (1) SDGs活動企業の事業に必要な運転資金、設備資金（前頁 融資対象者(A)該当）
※ 工事、機械設備（車両除く）は区内の事業所に施工又は設置場所とするものに限ります。
土地取得費（借地権含む）は対象になりません。
- (2) 江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業に基づき導入する対象設備等にかかる経費（前頁 融資対象者(B)該当）
※ 設備は区内の事業所を設置場所とするものに限ります。
土地取得費（借地権含む）は対象なりません。

保証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。（法人：原則として代表者、個人：原則不要）

SDGs活動企業の宣言から融資実行とその後の報告まで

【SDGs活動企業の確認手続き】

融資申込みに先立ち、利用資格を確認します。融資の予定が未定でも確認手続きのみを行うことも可能です。

- (1) 制度の利用を希望する事業者は、SDGs活動企業としての今後の取組み(内容、目標など)を検討（※1）し、『SDGs活動宣言書』にまとめます。
- (2) 事業者をよく知る認定支援機関（金融機関、税理士など※2）に依頼し、事業者の現在の取組みを「チェックシート」で評価し、『SDGs活動企業に関する評価書』にまとめます。
- (3) 事業者は、『SDGs活動宣言書』と『SDGs活動企業に関する評価書』各2部を区の中小企業相談室へ提出（郵送）します。
- (4) 中小企業相談室は、『宣言書』、『評価書』の内容を踏まえ、当該事業者がSDGs活動企業に該当するか、区のSDGs推進係と協議します。その際に、当該事業者へ取組みの内容などについて、ヒアリングや事業所の訪問を行う場合があります。
- (5) 中小企業相談室は当該事業者の宣言、取組みが【SDGs活動企業の要件】に該当する場合、区の要望、アドバイスなどを付し、『SDGs活動企業確認書』を事業者へ交付します。
『宣言書』、『評価書』の提出後、1週間～10日程度で確認します。『確認書』の有効期間は交付後1年間とします。事業者は『宣言書』の内容をホームページ等で公開するものとします。

【SDGs活動企業支援融資の申込手続き】

- (6) 事業者は申込書類（所定の申込書等）と、下表の資料を区の中小企業相談室に提出します。（金融機関代行可）
- (7) 申込受付後、区は事業者の利用資格、「確認書」の取得状況（有効期間）、資金使途等を審査します。
- (8) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。
- (9) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (10) 融資実行後、金融機関から融資内容に関する報告書（融資結果報告書）と利子補給金申請等委任状を区に提出します。
- (11) 融資結果報告の確認後、区は信用保証料の補助、利子補給を実施します。
- (12) 事業者は、融資実行後1年に1回、決算終了後、『宣言書』に掲げた取組みの進捗状況をホームページ等で公開するものとします。

[SDGs活動宣言書、融資申込書等の提出・送付先]

江戸川区中小企業相談室

(〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所東棟1階 Tel03-5662-0538)

(※1) SDGs活動宣言の内容について、アドバイスが必要な場合は、中小企業相談室若しくはSDGs推進係(Tel03-5662-0091)へご相談ください。

(※2)「認定経営革新等支援機関」は中小企業等経営強化法に基づき国が認定した中小企業支援の専門機関です。近くの支援機関は中小企業庁のサイト「支援機関検索システム」で探すことができます。

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

「江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業補助金」の交付決定を受けてあっせん融資の申込みをする場合の流れ

- (1) 江戸川区環境部気候変動地域連携課に当該補助金の申請をします。
⇒ 融資の申込みをする場合、補助金申請書のコピー（1枚目のみ）を取っておいてください。
- (2) 上記のコピーを添えて、江戸川区中小企業相談室に「SDGs活動企業支援融資」のあっせんの申込みをします。
※ 中小企業相談室では、当該補助金の交付決定通知書が提出されるまで、あっせん書の発行を保留します。
※ 補助金交付の可否に関わらず、あっせん融資の一般要件に基づき審査を行います。
- (3) 気候変動地域連携課より、当該補助金の交付決定通知を受領後、そのコピーを中小企業相談室に提出します。
- (4) 中小企業相談室で当該補助金の交付決定及び内容を確認後、あっせん書を発行します。
(あっせん書の発行には数日要します。)

〔江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業についての問い合わせ〕

江戸川区環境部気候変動地域連携課地域連携係

(〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所北棟3階 Tel03-5662-0694)

申請等に必要な書類

※下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

[SDGs活動企業の確認手続き]

1 (A)	<p>① SDGs活動宣言書【区指定様式】 SDGsの17ゴールに関する中小企業者の今後の取組みと達成する目標を宣言するもの (内容をホームページ等で公開することを前提とします。)</p> <p>② SDGs活動企業支援融資に関する評価書【区指定様式】 SDGsの169ターゲットによる27項目の基準について、中小企業者を支援する認定経営革新等支援機関が調査、聴き取りを行い、その取組状況を確認したもの</p>
----------	---

または

1 (B)	<p>江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業補助金交付決定通知書の写し (あっせん申請時は当該補助金の<u>交付申請書</u>※の写しで可 ※ 実際に交付申請したもの)</p>
----------	---

[SDGs活動企業支援融資の申込手続き]

2	江戸川区中小企業振興事業資金金融資申込書（黄色2枚組）【区指定様式】	
3	利子補給金申請等委任状（白色2枚組）【区指定様式】	
4	信用保証料補助金交付申請書（青色2枚組）【区指定様式】	
5	資金使途や事業内容を確認する資料【様式は任意】 ・導入機器等の資料：見積書（写）、機器等のカタログ ・建物工事等の資料：設計図（写）、建築確認申請書（写）、賃貸契約書（写）、見積書（写）など	
6	<p>《法人》</p> <p>履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）</p> <p>印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの）各2通</p>	<p>《個人》</p> <p>印鑑証明書（申込人のもの） 2通</p>
7	法人税納税証明書（その1）又は法人事業税納税証明書	所得税納税証明書（その1）又は個人事業税納税証明書
8	法人都民税納税証明書 (又は法人市町村民税納税証明書)	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 ※江戸川区民は省略可

※NPO法人の場合は、上記の書類に加えて、前事業年度の「事業報告書等」（写）（原則として東京都の受付印のあるもの）を添付
「事業報告書等」… ○事業報告書 ○計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
○年間役員名簿 ○社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面